

このまちで「安心」してすごすための計画

雲南地域介護保険事業計画(第3期)が決定します



指定通所介護事業所おおぎ（雲南市）での通所介護の様子

雲南ポータルサイト開設
お知らせ

14

第二期介護保険事業計画
計画策定にあたって
雲南地域の状況
制度改正について
基本方針
具体的な取り組み

6~13

当初予算の概要

4~5

議会報告

3

連合長所信表明

2

1・2・3・4と、みんなで掛け声を合わせ、両手に持ったお手玉をします。昔遊んだお手玉を使って、筋力向上を目的としたレクリエーションをおこないます。

特集号

発行・編集
雲南広域連合

2006
Vol.40

3

平成18年3月15日発行

〒690-2403
島根県雲南市三刀屋町下熊谷1773-1
TEL0854-45-5880 FAX0854-45-5887
E-mail: info@unnan.jp

旬を感じ、生命を育む

ゆうきの里雲南をめざして

1 第三期介護保険

事業計画について

平成十二年四月にスタートした介護保険制度は、本年四月から予防給付を柱とする制度改正が行われます。広域連合では、第三期事業計画に基づき、要介護状態の軽減や悪化防止に努め、要介護状態にならないための予防重視施策を充実し、高齢者の皆様が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護の支援体制を構築して参ります。

また介護保険料も、高齢者の負担が増加する今日、できるだけ低く抑え、県平均を下回る四千円とし、市・町が設置する地域包括支援センターと連携を密にして、予防重視の事業運営に努めて参ります。

さらに、保険料設定段階を五段階から六段階へと細分化し、低所得者層にも配慮するとともに、

に、税制改正に伴う激変緩和措置にも努めて参ります。

2 ふるさと市町村圏

計画について

現在の計画は、平成十三年に策定し、一期計画の五か年が経過したところ です。この間、広域連合を取り巻く情勢は大きく変化しています。そのため、基本構想に基づき、平成十八年度からの五か年間の基本計画を策定します。

次期計画では、地方自治体を取り巻く諸情勢の変革に併せ、計画の全体量と推進体制を見直し、厳しい市町村財政を反映した中での、広域的な地域振興計画として策定して参ります。

また、雲南地域の広域的な地域振興策策定の原点に立ち返り、「旬を感じ 生命を育む ゆうきの里 雲南」のキャッチフレーズを再認識しなければならぬと考えます。さらに、「ゆうきの

里 雲南」の六つのコンセプトを、今一度地域内外にPRし、雲南地域の素晴らしさを訴えて参ります。

3 広域的に行う事務の調査研究に関する事務

合併後の一市二町が、新たな連携のもとに行わなければならない、広域的な行政課題は山積しており、市町村が運営する国民健康保険事業や障害区分認定事務の市町村事務化など、障害者福祉に関する広域的な保健福祉行政をはじめ、滞納整理事務の広域化、一部事務組合が行う事務の効率化など、広域的な諸問題の解決に向けた調査研究にも取り組んで参ります。

4 広域的な地域振興

これまでのフェアにおいて、雲南地域の特産品には、「求めたいが、買う方法がない」というご意見が多く寄せられています。このような要望に応えるために、「民活による物産展開催」をスタートいたします。これは、

二年後には民間事業者主導による物産展実現をめざし、その基盤づくりを進めるものです。これにより、年二回のフェアに加え年四回の物産展開催で、二か

月に一回は広島市内で特産品販売を行い、雲南ファンの獲得と特産品の販路拡大に努めて参ります。

また、雲南地域への観光客誘導策として、引き続きメディアミックスによる観光情報発信に努め、さらに旅行会社へのバスツアー企画の提案、雲南ブランド売込みキャラバン隊の派遣などにも、積極的に取り組んで参ります。

合併前の各町村では、さまざまな青少年の国際交流事業が取り組まれていましたが、厳しい財政状況により見直しを余儀なくされています。広域連合では、「島根少年の翼」事業と連携し、十八年度から児童生徒を韓国へ派遣することとし、参加費の助成を行い、雲南地域の次代を担う青少年の国際化を支援します。

また、地域活性化を推進する担い手を育成するため、市町を越えて自主的に地域づくりを研修する、地域や団体の活動を支援して参ります。

※所信表明の全文は、雲南広域連合のホームページに掲載しています。

議 会 報 告

2月20日に平成18年雲南広域連合議会2月定例会を開催しました。今回の議会には次のとおり議案を提出し、いずれも原案のとおり可決されました。



議決された事項

雲南広域連合情報公開条例について

広域連合の保有している情報が住民の共有の財産であることから、住民の知る権利を保障するため、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めます。

平成17年度雲南広域連合一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれを3,645千円減額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ85,970千円と決めました。

主な内容：職員人件費及び派遣職員人件費負担金の減額など ……△2,185千円
連合長及び議長交際費の減額など ……△562千円
企画費内の予算組み替えと事業費精算による減額など ……△548千円
一時借入金利子の減額など ……△350千円

平成17年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれを520,079千円減額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ5,698,538千円と決めました。

主な内容：派遣職員人件費負担金の減額など ……△3,100千円
制度改正に伴うシステム開発委託料など ……13,093千円
制度改正周知用パンフレットの作成費用など ……707千円
保険給付費の減額など ……△520,438千円
その他事務経費の精算による減額など ……△10,341千円

平成18年度雲南広域連合一般会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,804千円と決めました。(詳細は4ページ)

平成18年度雲南広域連合介護保険特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,082,060千円と決めました。(詳細は5ページ)

平成
18年度

雲南広域連合当初予算の概要

一般会計

当初予算は74,804千円で前年度当初予算と比べると12,449千円（前年度比85.73%）の減額となりました。

前年度と比べ当初予算減額の主な理由は

- 派遣職員人件費が減額となったため。
- 広島への情報発信事業として実施してきた「発見！まると奥出雲」テレビ放映事業が17年度で終了したため。
- 広報誌を他の一部事務組合と共同発行することにより、経費節減を行ったため。

主な使いみち

ゆうきの里雲南フェア、雲南ブランド物産展の開催……………5,270千円

ゆうきの里雲南フェアを広島市で開催し、雲南地域の特産品販売と観光等の情報発信を行います。また、年4回程度広島市内のデパートやスーパーで雲南産品の物産展を開催し、雲南ブランドの浸透を図ります。

メディアミックスによる情報発信……………3,500千円

ツアー企画や物産展、行楽時期に合わせてテーマを絞った雲南の魅力情報を、リビング誌、情報誌、ラジオ等を活用して複合的、集中的に情報発信します。

手作りバスツアー……………1,750千円

雲南地域への誘客を図るため、本物の素材を地域の住民の方々がおもてなしの心をもって提供する、広島地域からのバスツアーを実施します。

雲南ブランド売り込みキャラバン隊…780千円

ツアー商品化や物産品の販路拡大を目指し、「雲南ブランド売り込みキャラバン隊」を編成し、旅行代理店、デパート、スーパー、マスコミ等へ直接売り込みをかけます。

地域づくり活性化推進事業……………1,200千円

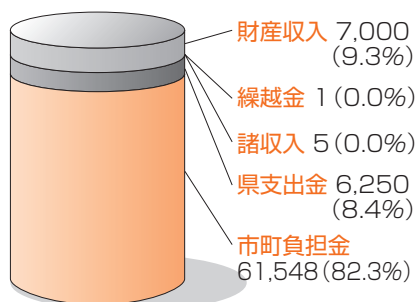
地域の要望に基づき、観光・物産振興を通じ、雲南地域への誘客をテーマとした地域づくりセミナーを実施します。また、地域づくり研修の一環として、シンポジウムを開催します。

児童・生徒韓国交流派遣事業…1,500千円

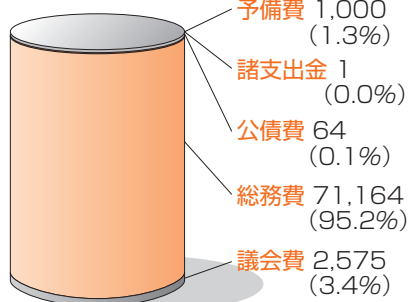
雲南地域の次代を担う青少年の国際化を支援するため、児童・生徒の韓国派遣について、参加費の半額を助成します。

平成18年度一般会計予算概要（単位:千円）

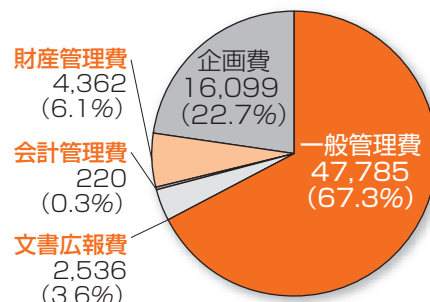
一般歳入



一般歳出



総務管理費の内訳



介護保険特別会計

当初予算は6,082,060千円で前年度当初予算と比べると14,540千円（前年度比99.76%）の減額となりました。

前年度と比べ当初予算減額の主な理由は

- 第3期事業計画に基づき保険給付費を減額したため（対前年度比96.64%、198,443千円の減）。
- 制度改正に伴い、介護相談員派遣事業が地域支援事業の中の地域自立生活支援事業に、ケアマネリーダー活動拠点事業が包括的支援事業の中の事業として位置づけられることに伴い、その経費を減額したため。

前年度と比べて増えた予算は

- 制度改正に伴い、新規・変更認定調査は全て広域連合で行うため、認定調査員を1名増員します。
- 18年度から開始する地域支援事業に関する経費を計上しました。
- 新たに設置される地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会に関する経費を計上しました。

保険料が前年度に比べて26.3%増額している理由は

- 第3期介護保険事業計画の策定にあたって、18年度からの3年間における介護サービスの増大に伴う保険財政への影響や、第3期事業計画の期間中に行う施設整備の費用などを総合的に検討した結果、保険料月額基準額が4,000円（第2期は3,175円）と約26%増加したため。

主な使いみち

保険給付費……………5,706,694千円

要支援・要介護者が受ける居宅サービスや施設サービス費用などのうち、広域連合が負担する費用です。

介護認定審査会費……………60,466千円

認定調査、主治医意見書作成、認定審査会実施のための費用です。

地域支援事業費……………113,827千円

18年度から新設される地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施するための費用です。

趣旨普及費……………4,770千円

介護保険制度の仕組みやサービスの利用促進などをお知らせするための費用です。

事業計画審議会費……………3,372千円

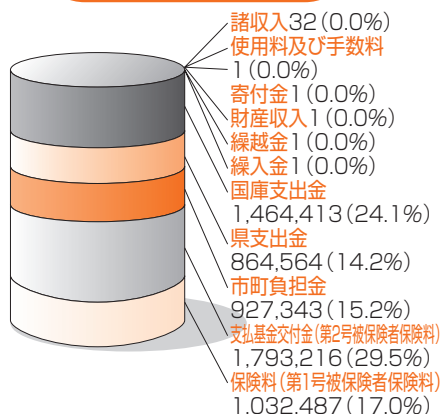
介護保険の実施状況を点検し、必要な対策を検討する審議会を運営するための費用です。

介護保険運営事務費……………127,773千円

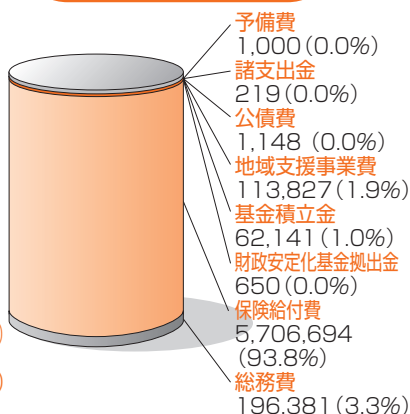
介護保険の管理運営を行うための事務経費です。

平成18年度介護保険特別会計予算概要（単位：千円）

介護保険特別会計歳入

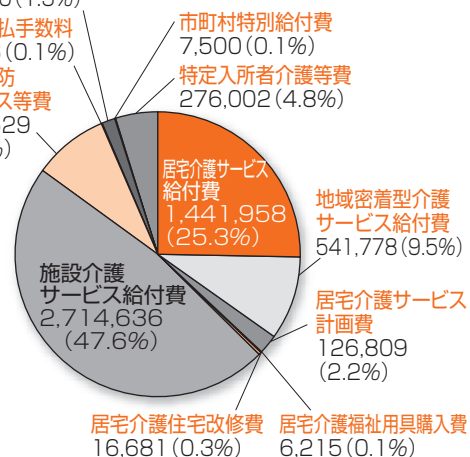


介護保険特別会計歳出



高額サービス等費
82,800 (1.5%)
審査支払手数料
7,786 (0.1%)
介護予防
サービス等費
484,529
(8.5%)

保険給付費の内訳



これからの雲南地域における介護保険 第3期介護保険事業計画が スタートします

介護保険事業計画は、平成12年度から始まった介護保険制度を円滑に行うための総合的な計画です。介護が必要な状態となっても、住みなれた地域で、安心して生活できるように、介護保険体制に関わる各目標を定めるものです。

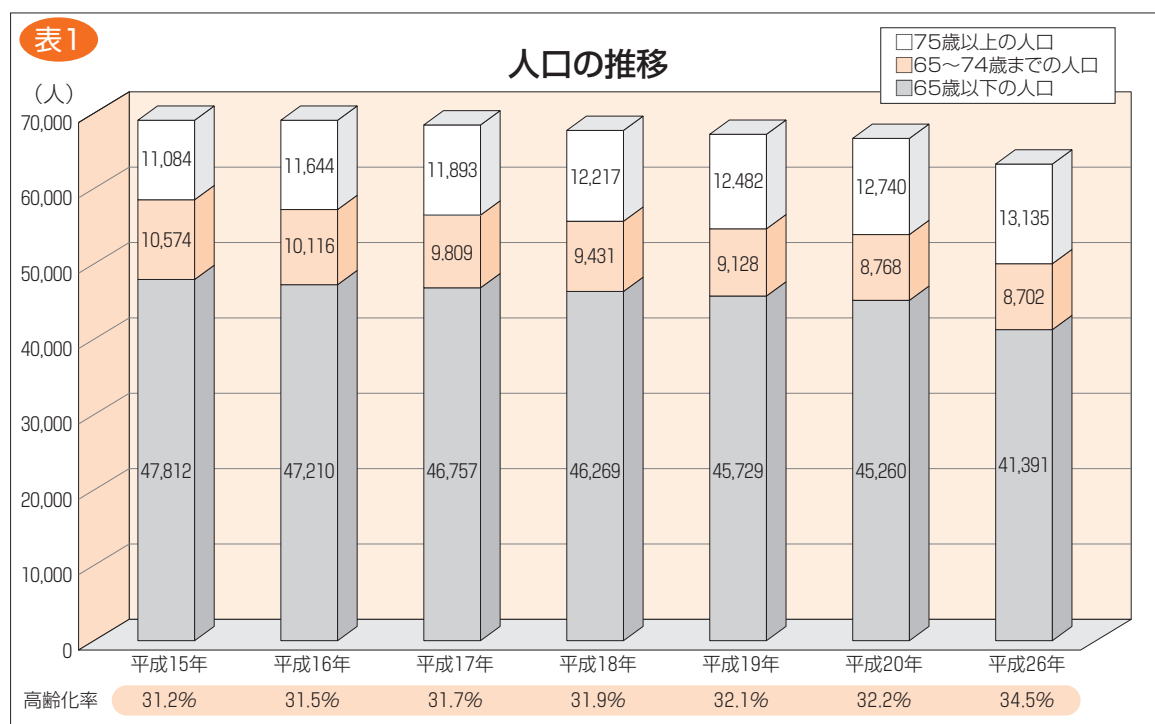
第3期の事業計画は、団塊の世代が高齢者となる平成26年度を見据え、平成18年度から平成21年度までの計画を、雲南地域の状況や平成18年度から始まる介護保険の制度改正の状況などを踏まえて、将来必要となるサービスの種類・量などを見込み策定しています。



はじめに雲南地域の状況を見てみましょう

1 人口の推移

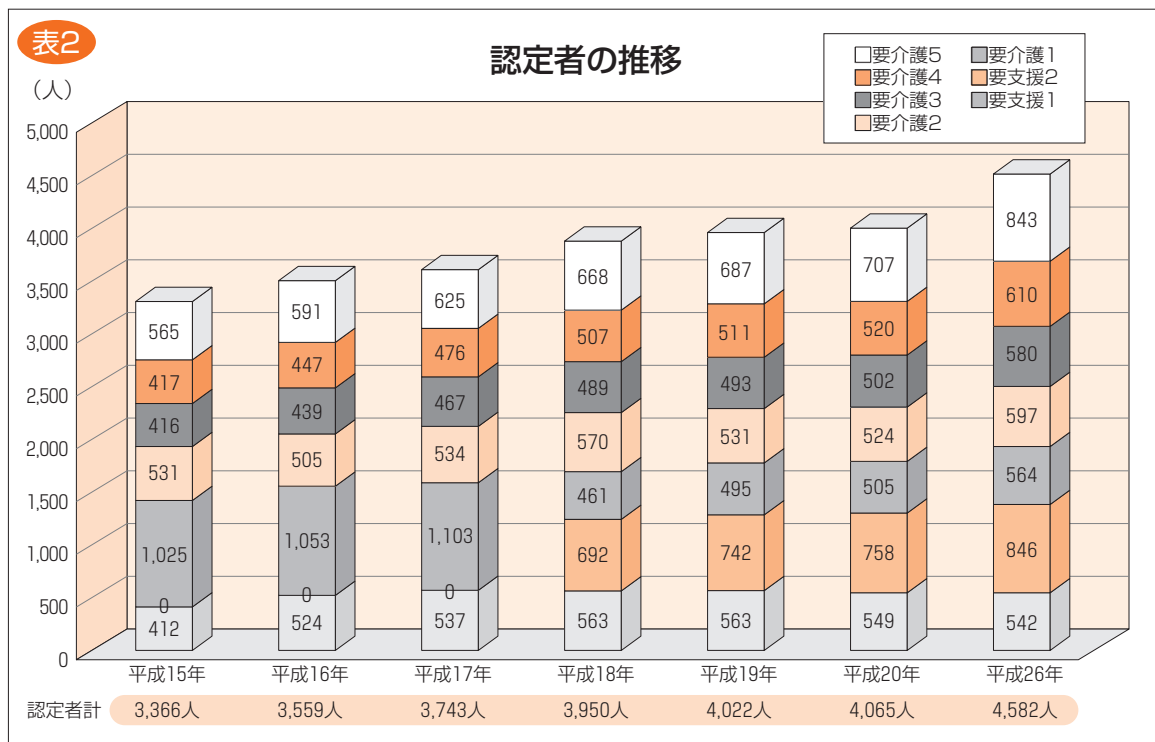
雲南地域においては、人口は近年徐々に減少傾向にあります。高齢者（65歳以上の方）の数は微増しています。その中でも、特に後期高齢者（75歳以上の方）の数が増加しており、今後も高齢化が進む見込みです。（表1）



2 要介護認定者の状況

要介護度別の比較では、要介護 1 の方の割合が高く、平成 17 年度では、要支援と要介護 1 の軽度認定者の割合が、全体の 44%となっています。

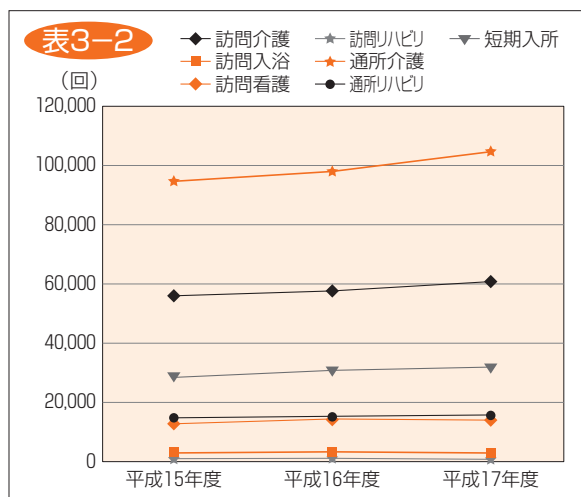
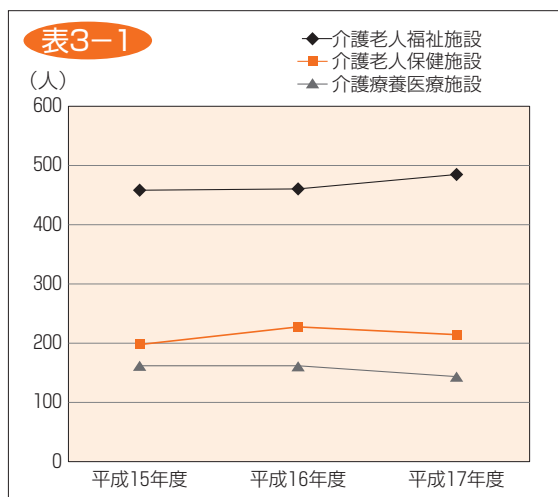
認定率は、後期高齢者の増加が大きく影響し、平成 26 年度には 21%程度まで伸びる見込みです。



3 介護保険の利用状況

施設サービスの利用者数の内、介護老人福祉施設の3年間の伸びは、6.3%となっています。(表3-1)

在宅サービスの利用状況は、通所介護サービスの利用がもっとも多く、次いで訪問介護、短期入所、通所リハビリ、訪問看護の順となっています。(表3-2)



次に平成18年4月から始まる制度改正の主なポイントをみてみましょう

ポイント 1 予防に向けたサービスの提供

①新たに予防に向けたサービスが始まります。(新予防給付の創設)

要支援者の方の「自立支援」をより進めていくため、予防に向けたサービス（介護予防サービス）が始まります。

介護予防サービスなどとして

- 改善を目的として、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上など利用者の状態に応じて適切なサービスを提供します。
- 介護予防の効果を評価する体制をつくります。
- 新たな要支援者の設定を行います。

（従来の要支援の方を要支援 1、従来の要介護 1 の方のうち、認知症や心身の状態が不安定で、介護予防が困難な方を除いたすべての方を、要支援 2 として予防給付を行います。）



②高齢者の生活を総合的に支援します。(地域支援事業の創設)

要介護（要支援）になるおそれのある高齢者（特定高齢者）の方などを対象に、効果的な介護予防事業などを、地域包括支援センターが中心となって行います。

地域支援事業として

介護予防事業

対象者の把握、介護予防サービスの提供、事業の評価などを行います。

包括的支援事業

総合相談、高齢者の実態把握、医療など介護保険以外のサービスとの調整、虐待防止などの権利擁護に関わる業務を行います。

任意事業

家族介護支援、日常生活支援などの事業を行います。

③地域の高齢者を連続的・包括的に支援します。(地域包括支援センターの創設)

高齢者の方やその家族を対象に、介護保険やそれ以外の制度の利用や相談などに対して、予防に向けた事業や相談業務を包括的に行うために、地域包括支援センターを設置します。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師などが連携し、その業務にあたります。

ポイント② 在宅を重視し、身近なところでサービスが利用できるしくみ

①それぞれの地域に対し必要に応じたサービスを提供します。(地域密着サービスの創設)

要支援・要介護者の方の、住みなれた地域での生活を支えるため、身近なところにサービスの提供場所を整備し、介護を行うものです。

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型デイサービスなどの施設が、その役割を担います。

小規模多機能型居宅介護 通所介護が中心ですが、利用者の様態に応じて、泊まったり訪問サービスが受けられます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 認知症のため介護が必要な方が、共同生活できる住居で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などのサービスが受けられます。

認知症対応型デイサービス 認知症のため介護が必要な方が、日中、デイサービスセンターなどへ通い、機能訓練や食事・入浴などのサービスが受けられます。

第3期事業計画の策定

雲南地域の状況と、平成18年度から始まる新しい介護保険制度への転換を踏まえ、これからの雲南地域の介護保険体制のあり方を、保険料などの財源とのバランスを図りながら、第3期事業計画としてまとめました。



1 基本方針

施設サービスは、雲南地域全域を単位として基盤整備を推進することとし、居宅サービスは、利用者の居住地に近いところでサービスが受けられるよう、公立病院を核とする各サブ圏域を単位に、サービス基盤の整備を推進します。

平成18年4月の制度改正により創設される地域包括支援センターにおいては、要支援者を対象とした介護予防給付や、要介護認定を受けていない高齢者を対象とした地域支援事業を実施し、介護予防を図ります。

また、主に認知症高齢者を対象とした地域密着型サービスの整備を推進するとともに、在宅サービス利用を支援するため、保険者による特別給付を行います。

2 具体的な取り組み

①サービス提供の基盤となる、施設などの整備を行います。

人口規模や地理的条件などから、高齢者の介護予防の拠点となる地域包括支援センターを整備します。

また、雲南地域の現状や制度改正に対応した必要なサービスの種類・量などを見込んで、サービス提供施設などの整備を行います。(次ページ表4)



圏域別施設等整備計画（第3期事業計画期間中の整備）



雲南圏域での整備

- 介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）：40 床分



雲南サブ圏域での整備

- 地域包括支援センター：3ヶ所
（大東町・加茂町：1ヶ所）
（木次町：1ヶ所）
（三刀屋町・吉田町・掛合町：1ヶ所）
- 通所介護施設：22 人分
- 介護予防通所介護施設：30 人分

大東町・加茂町日常生活圏域での整備

- 小規模多機能型居宅介護施設：3ヶ所

木次町・三刀屋町日常生活圏域での整備

- 小規模多機能型居宅介護施設：2ヶ所

吉田町・掛合町日常生活圏域での整備

- 小規模多機能型居宅介護施設：2ヶ所

の整備単位となります。

から近いところで利用する在宅サービスや、サービス利用の窓口となる、地域包

地域の人口、生活形態、交通事情、歴史や文化的背景などを考慮し設定するもので、
の目安となります。

表4

仁多サブ圏域での整備

- 地域包括支援センター：1ヶ所

仁多地域日常生活圏域での整備

- 小規模多機能型居宅介護施設：1ヶ所

横田地域日常生活圏域での整備

- 小規模多機能型居宅介護施設：1ヶ所

飯南サブ圏域での整備

- 地域包括支援センター：1ヶ所
- 通所介護施設：15人分
- 認知症高齢者グループホーム：9人分

頓原地域日常生活圏域での整備

- 小規模多機能型居宅介護施設：1ヶ所

赤来地域日常生活圏域での整備

- 小規模多機能型居宅介護施設：1ヶ所

雲南圏域	雲南地域全体を指します。特別養護老人ホームなどの、施設サービス
サブ圏域	雲南地域を構成する1市2町ごとに区分けしたものです。住まい 括支援センター等の設置の目安となります。
日常生活圏域	各サブ圏域の中で、さらにきめ細かい介護支援体制を構築するため、 地域密着型サービスの中の、小規模多機能型居宅介護施設などの整備

②在宅サービスの利用を支援するため、雲南広域独自の給付制度を始めます。(市町村特別給付事業)

(1) 外泊体験サービス事業

病院や介護保険施設などに入院・入所中の方で、在宅復帰を希望する要介護認定者で申請に基づき雲南広域連合長が認めた方に対して、1泊2日以上で年間6日間を限度に、この間に在宅サービスに要した費用の9割を支給するものです。

ただし、利用できる在宅サービスは、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与に限られます。

(2) 居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業

中度・重度に該当する要介護者（要介護3・4・5）の方が、居宅サービスの支給限度額を超えて利用した場合に、限度額を超えた費用の9割を支給するものです。限度額を超えて居宅サービスを利用しなければ、在宅において自立した日常生活をおくることが困難であると雲南広域連合長が認めた場合に限りませんが、認知症により頻回のサービスを必要とする、要介護2の方も対象になります。

③地域包括支援センターを中心に、予防に向けた事業や相談業務（地域支援事業）を包括的に行います。

(1) 予防にむけた事業などを行います

現在、要支援・要介護の認定を受けている方以外に、要支援・要介護になるおそれがある方を把握し、要介護状態になることを防ぐための効果的な事業を行います。

また、要支援者の方を対象に、状態の改善や悪化することを防止するため、介護予防サービス事業者から予防サービスが提供されます。

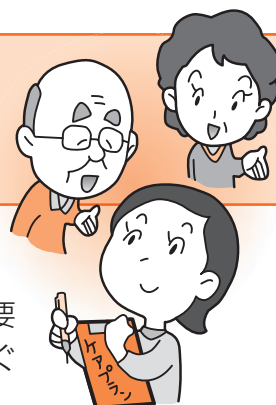
(2) 包括的支援事業を行います

要支援者の方一人ひとりが効果的なサービス利用ができるよう、介護予防の計画（介護予防ケアプラン）を作成したり、高齢者一人ひとりの状態の変化に応じた、長期的な介護が行われるために、ケアマネジャーに対する個別相談や指導、医療機関やボランティアなどとの連携体制を整備します。

また、初期相談や専門的な相談、権利擁護の観点から必要な支援を行います。

(3) 家族介護交流事業などを展開し、家庭での介護を支援します

在宅で高齢者を介護している家族の方を対象に、介護負担軽減を目的に介護者相互の交流会を開催したり、非課税世帯の重度の要介護者の方を対象に、紙おむつなど介護用品支給事業を行います。



3 介護サービスや事業を行うために必要な、 第1号介護保険料を見込みます

介護サービスなどにかかる費用のうち、第1号介護保険料（65歳以上の方の保険料）として負担する額を、被保険者の方の所得などの段階に応じて設定したものが、第1号介護保険料となります。

第2号介護保険料（40歳以上64歳以下の方の保険料）は、被保険者の方の加入している医療保険の保険者により決定されます。

なお、第1号介護保険料については、現行の5段階から6段階の設定へとかわります。

第3期事業計画期間の第1号介護保険料6段階の設定と月額保険料は、表5のとおりとなる見込みです。（表5）

ただし、平成17年度の税制改正により、非課税から課税になる方については、平成18年度、平成19年度は本来納めていただく保険料より低く設定し、平成20年度から本来納めていただく保険料になります。

表5

段階別第1号介護保険料（月額）の見込額

（3月28日に開催する雲南広域連合議会で正式な保険料が決定します）

新しい保険料段階		保険料額	月額保険料
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の場合 ・生活保護の受給者	基準額×0.5	2,000円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5	2,000円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.75	3,000円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）	基準額	4,000円
第5段階	本人が住民税課税で、本人の前年の所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	5,000円
第6段階	本人が住民税課税で、本人の前年の所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	6,000円

*基準額は、第4段階の月額保険料である4,000円を指します。

2006.3.31 OPEN!

地域情報ポータル うんなん情報局

Unnan Infomation Site

<http://www.unnan.jp/>

雲南の全てがわかるホームページ

主な内容

1. うんなんオロラ市

雲南地域の特産品や飲食店を紹介します。

2. 観光レジャー情報

雲南地域にある、温泉、観光施設、宿泊施設、自然など雲南地域のレジャー情報を紹介します。

3. 雲南カレンダー

雲南地域で行われるイベントや催し物の情報をお知らせします。

4. 介護保険情報

広域連合が実施している介護保険事業のしくみやお知らせ、Q & Aなどを掲載します。



お知らせ

雲南広域連合設立以来発行してきました広報「うんなん広域連合」ですが、平成18年度より広域連合と2つの一部事務組合（公立雲南総合病院組合、雲南消防組合）の3団体で広報の共同発行を行うことに伴い、今回で広報「うんなん広域連合」としては最終号となります。今までご愛読いただき誠にありがとうございました。新年度からは3団体で新たな広報誌を発行しますので、今までと変わらずご愛読いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●雲南地区の観光、イベント情報、介護保険について掲載●
雲南広域連合ホームページアドレスは

<http://www.unnan.jp/>

雲南未来博物館ホームページアドレスは <http://www.ufm.jp>